

ブレインフィットネス®会員様各位

「ブレインフィットネス®会員規約」改訂のお知らせ

平素はブレインフィットネス®をご利用いただき誠にありがとうございます。

2019年5月7日より、下記のとおり「ブレインフィットネス®会員規約」を一部改訂いたしますのでお知らせいたします
(変更点は下線部)。

記

| 改訂前 | 改訂後 |
|--|---|
| <p>第9条【諸費用】</p> <p>1 会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金およびコース料金その他会社が別途定める諸費用（以下「諸費用」といいます）をお支払いいただきます。</p> <p>2～3（略）</p> | <p>第9条【諸費用】</p> <p>1 会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金、<u>コース料金、プログラム料金</u>その他会社が別途定める諸費用（以下「諸費用」といいます）をお支払いいただきます。</p> <p>2～3（略）</p> |
| <p>第16条【免責】</p> <p>1 会員等の諸施設の利用中の怪我その他の事故（以下「事故等」といいます）により会員等に生じた損害等について、会社に故意または重過失がない限り、会社は、当該損害等に関する一切の責任を負いません。また、会社は、会員等が諸施設の外で被った損害等について、一切の責任を負いません。</p> <p>なお、本ジムでは第15条第7号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しており、会員等が、金銭、貴金属、その他貴重品を含む会員等の一切の所有物を紛失し、または盗難の被害にあった場合でも、会社は一切の責任を負いません。</p> <p>2 会社は、本ジムで提供するトレーニングメニューの内容、文献データベースの情報その他本ジムで提供する一切の情報に関する、正確性、最新性、有用性、適合性、完全性、安全性、合法性およびその他一切の事由について保証せず、これによって会員等に生じた損害等について、会社は一切の責任を負いません。</p> <p>3～4（略）</p> | <p>第16条【免責】</p> <p>1 会員等の諸施設の利用中の怪我その他の事故（以下「事故等」といいます）により会員等に生じた損害等について、会社に故意または重過失がない限り、会社は、当該損害等に関する一切の責任を負いません。また、会社は、会員等が諸施設の外で被った損害等について、一切の責任を負いません。</p> <p>なお、本ジムでは第15条第7号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しており、会員等が、金銭、貴金属、その他貴重品を含む会員等の一切の所有物を紛失し、または盗難の被害にあった場合でも、会社は一切の責任を負いません。<u>また、VRサービスを受ける際に、眼鏡等を着用しながら利用された場合の破損等についても、会社は一切責任を負いません。</u></p> <p>2 会社は、本ジムで提供するトレーニングメニュー<u>およびプログラムメニュー</u>の内容、文献データベースの情報その他本ジムで提供する一切の情報に関する、正確性、最新性、有用性、適合性、完全性、安全性、合法性およびその他一切の事由について保証せず、これによって会員等に生じた損害等について、会社は一切の責任を負いません。</p> <p>3～4（略）</p> |

| | |
|---|--|
| <p>第20条【有効期間】</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 会員は有効期間内に会社が予定するトレーニングを実施できないときは、会社所定の書面により、有効期間の延長手続きを行うものとします。会員が有効期間の延長手続きを行った後、会社が有効期間の延長を承認した時に、当該コースの有効期間は延長されます。延長期間は最長2ヶ月とし、延長の理由により、延長手続き時に会社が具体的期間を定めるものとします。なお、一度延長した有効期間の再延長は行えないものとします。有効期間の延長手続きは来店もしくは電話での相談のうえ、会社所定の書面を直接会社に提出して行うものとし、ファクシミリ、電子メール、その他の手段による有効期間の延長手続きには応じかねます。</p> <p>4（略）</p> <p><u>（新規）</u></p> | <p>第20条【有効期間】</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 会員は有効期間内に会社が予定するトレーニング<u>またはプログラム</u>を実施できないときは、会社所定の書面により、有効期間の延長手続きを行うものとします。会員が有効期間の延長手続きを行った後、会社が有効期間の延長を承認した時に、当該コース<u>または当該プログラムの</u>有効期間は延長されます。延長期間は最長2ヶ月とし、延長の理由により、延長手続き時に会社が具体的期間を定めるものとします。なお、一度延長した有効期間の再延長は行えないものとします。有効期間の延長手続きは来店もしくは電話での相談のうえ、会社所定の書面を直接会社に提出して行うものとし、ファクシミリ、電子メール、その他の手段による有効期間の延長手続きには応じかねます。</p> <p>4（略）</p> <p>5 「<u>ニューロウェルネスプラン（パーソナル）</u>」の有効期間は、<u>会社が別途定める場合を除き購入日より1年間とします。「ニューロウェルネスプラン（グループ）」の有効期間は、原則1ヶ月とし、会員資格を喪失するまでは、自動的に1ヶ月更新されるものとし、以降も同様とします。</u></p> |
| <p>第21条【退会・返金手続き等】</p> <p>1 会員は、自己都合により退会するときは、会社所定の書面により退会手続きを行うものとします。退会手続きは、来店もしくは電話での相談のうえ、会社所定の書面を直接会社に提出して行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による退会手続きには応じかねます。会社が退会を承認するまで、会員の諸費用の支払義務は継続して発生するものとします。また、既にお支払いいただいた諸費用は、理由の如何を問わず一切返還いたしません。また、「軽度認知障害（MCI）改善サポートプラン」については、退会手続きを退会希望月の前月5日（定休日・祝日の場合は前営業日）までに行うものとし、同5日までに退会手続きが適正に完了したものと会社が認めた場合には、会社は、原則として、当該退会手続き完了月の翌月末日をもって当該会員が退会することを承認するものとします。</p> <p>2 前項第1文の手続きに従って会員が退会をする場合、次の第1号に定める場合に該当するときは、前項第4文にかかわらず</p> | <p>第21条【退会・返金手続き等】</p> <p>1 会員は、自己都合により退会するときは、会社所定の書面により退会手続きを行うものとします。退会手続きは、来店もしくは電話での相談のうえ、会社所定の書面を直接会社に提出して行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による退会手続きには応じかねます。会社が退会を承認するまで、会員の諸費用の支払義務は継続して発生するものとします。また、既にお支払いいただいた諸費用は、理由の如何を問わず一切返還いたしません。また、「軽度認知障害（MCI）改善サポートプラン」<u>及び「ニューロウェルネスプラン（グループ）」</u>については、退会手続きを退会希望月の前月5日（定休日・祝日の場合は前営業日）までに行うものとし、同5日までに退会手続きが適正に完了したものと会社が認めた場合には、会社は、原則として、当該退会手続き完了月の翌月末日をもって当該会員が退会することを承認するものとします。</p> <p>2 前項第1文の手続きに従って会員が退会をする場合、次の第1号に定める場合に該当するときは、前項第4文にかかわらず</p> |

ず会社は、当該会員に対して、既にお支払いいただいたコース料金の一部を返還いたします（具体的な返金手続き、返金金額及び返金時期はそれぞれ次の第2号、3号及び第4号に定めます）。ただし、当該会員が第25条の返金保障制度を利用する場合、当該会員は本項に基づくコース料金の返還を受けることができません。

①～②（略）

③ 返金金額：各プランに応じて、次の算定式により定める金額とします。なお、入会金の返金は一切いたしません。

a（略）

（新規）

b（略）

（新規）

3 前項にかかわらず、ブレインヘルスプラン（パーソナル）・ブレインレストプラン（パーソナル・セミパーソナル）のクレジットカード決済による月々払いの会員については、会社が退会を承認した場合でも、当該会員が既に会社に支払ったコース料金の合計金額が当該会員が既に実施したトレーニング回数分のコース料金の合計金額に満たない場合には、当該会員は、会社が退会を承認した時点以降も、当該差額を会社に

会社は、当該会員に対して、既にお支払いいただいたコース料金またはプログラム料金の一部を返還いたします（具体的な返金手続き、返金金額及び返金時期はそれぞれ次の第2号、3号及び第4号に定めます）。ただし、当該会員が第25条の返金保障制度を利用する場合、当該会員は本項に基づくコース料金およびプログラム料金の返還を受けることができません。

①～②（略）

③ 返金金額：各プランに応じて、次の算定式により定める金額とします。なお、入会金の返金は一切いたしません。

a（略）

a-2. 「ニューロウェルネスプラン（パーソナル）」

返金金額 = { (支払済みのプログラム料金全額 ÷ それに対応するプログラム回数) × 当該プログラム回数のうち退会時点で当該会員に対して実施されていない残プログラム回数 + 消費税 } - 返金事務手数料（※）

※ 会員への返金に必要なとなるクレジットカード解約事務手数料及び振込手数料をいいます（なお、クレジットカード解約事務手数料は要しないこともあります。）。以下、本条および第25条第2項第2号において同様とします。

b（略）

b-2. 「ニューロウェルネスプラン（グループ）」

返金金額 = { (退会日が属する月のプログラム料金全額 ÷ 当該月の全プログラム回数) × 退会時点で当該会員に対して実施されていない当該月の残プログラム回数 + 消費税 }（※） - 返金事務手数料

※ 当該会員が、退会日が属する月の翌月分プログラム料金も既に会社に支払っている場合、上記 { } 内の「退会日が属する月」との記載を「退会日が属する月の翌月」と読み替えて上記 { } 内の計算式に従い計算した金額を、上記 { } 内の計算式に従い計算した金額に加算するものとします。

3 前項にかかわらず、ブレインヘルスプラン（パーソナル）・ブレインレストプラン（パーソナル・セミパーソナル）・ニューロウェルネスプラン（パーソナル）のクレジットカード決済による月々払いの会員については、会社が退会を承認した場合でも、当該会員が既に会社に支払ったコース料金およびプログラム料金の合計金額が当該会員が既に実施したトレーニング回数分のコース料金およびプログラム回数分のプログラ

| | |
|---|--|
| <p>支払う義務を負うものとします。</p> | <p><u>ム料金</u>の合計金額に満たない場合には、当該会員は、会社が退会を承認した時点以降も、当該差額を会社に支払う義務を負うものとします。</p> |
| <p>第 22 条【除名】</p> <p>1 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると会社が判断するときは、その会員を本ジムから除名することができます。除名された者は、以後諸施設の利用が一切できません。また、既にお支払いいただいた諸費用は、理由の如何を問わず一切返還しません。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 会員と連絡が取れなくなってから 4 ヶ月が経過した場合もしくはトレーニングを 3 回以上無断でお休みされたとき</p> <p>⑤（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>第 22 条【除名】</p> <p>1 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると会社が判断するときは、その会員を本ジムから除名することができます。除名された者は、以後諸施設の利用が一切できません。また、既にお支払いいただいた諸費用は、理由の如何を問わず一切返還しません。</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 会員と連絡が取れなくなってから 4 ヶ月が経過した場合もしくはトレーニング<u>またはプログラム</u>を 3 回以上無断でお休みされたとき</p> <p>⑤（略）</p> <p>2（略）</p> |
| <p>第 25 条【返金保証制度】</p> <p>1（略）</p> <p>2 本制度の利用申込手続きの方法、並びに本制度による返金金額、返金時期及び返金方法については、それぞれ次の各号のとおりとします。</p> <p>①（略）</p> <p>② 返金金額：会員が会社に支払った入会金<u>及び</u>コース料金並びにそれらの消費税から、返金事務手数料を控除した金額とします。</p> <p>③（略）</p> <p>3（略）</p> | <p>第 25 条【返金保証制度】</p> <p>1（略）</p> <p>2 本制度の利用申込手続きの方法、並びに本制度による返金金額、返金時期及び返金方法については、それぞれ次の各号のとおりとします。</p> <p>①（略）</p> <p>② 返金金額：会員が会社に支払った入会金、<u>コース料金及びプログラム料金</u>並びにそれらの消費税から、返金事務手数料を控除した金額とします。</p> <p>③（略）</p> <p>3（略）</p> |

以上